

契約法における理由提示義務(1)

小林 和 子[※]

- I 序
- II フランスの理由提示義務の諸相
 - 1 契約の内容決定における理由提示義務
 - 2 契約の内容変更の拒絶における理由提示義務
 - 3 契約の終了における理由提示義務
 - 1) 概観
 - 2) 賃貸借契約の終了時
 - 3) 代理商契約の終了時（以上本号）
 - 4) 労働契約の終了時
 - 5) 供給契約の終了時
 - 4 契約関係での制裁を伴った処分における理由提示義務
- III フランスの理由提示義務論の体系化に向けた試み
- IV 考察

I 序

1 問題設定

契約の一方当事者が相手方当事者に対して何らかの行為や意思決定をするとき、条文により、実体的な要件として、「正当な事由」、「合理的な理由」、といった何らかの理由の存在が要求されることがある。例えば、借地借家契約の更新拒絶の要件（借地借家法6条・28条）や、解雇の要件（労働基準法18条の2）などである。このような場合、その理由について実際に問題となりうるのは裁判で争われる場面である。裁判における主張・立証の中でその理由があったか否かが検討され、契約当事者は理由を提示することとなる。

このように、従来、理由の提示に関する議論の多くは、実体的な要件としての理由についてのものであった。では、実体的な要件としての理由ではなく、契約

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第4巻第2号2005年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

当事者の一方が相手方に対し、手続的な要件としての理由の提示を要求される場合は、あるであろうか。

裁判において、契約の解除の場面で、契約当事者が手続的に理由を示す必要があるかについて争われたことがある。しかし、大審院や最高裁判所は、問題となった事案において、「契約解除ノ意思表示ニ付テハ原判旨ノ如ク其原因ヲ明示スルコトヲ要スル旨ノ規定ナキカ故ニ之ヲカ明示ヲ為ササルモ其意思表示ハ有効ナリトス」(大判大正元年8月5日民録18輯726頁)¹⁾、「契約ノ解除ハ特ニ其ノ原因タル可キ事由ヲ開示シテ之ヲ為スコトヲ要セサル」(大判大正13年2月8日新聞2215号16頁)、「解除にあたっては、受任者に対しその理由を告知することを要しないものというべきであり、この理は、委任契約たる税理士顧問契約についてもなんら異なるところはない」(最判昭和58年9月20日判時1100号55頁)、として、否定的に判断をした。また下級審レベルでも、代理店委託契約が突然解約された事案について、「本件委託契約を解除するに、解除の発効要件として解除理由を開示しなければならないと解すべき法的根拠は存しない」(横浜地判昭和50年5月28日判タ327号313頁)、と判断したものがある。いずれの場合においても、現在までのところ、解除の理由を相手方に対して示す必要はないと判断されている。

条文において、手続的な要件としての理由の提示を要求している規定がある。例えば、労働基準法22条1項がある。ここでは、退職の事由が解雇である場合について、理由を述べることが求められている²⁾。

このように、裁判例においても、条文においても、理由の提示を手続的に契約当事者に要求している場面は極めて少ない。ところで、契約自由の原則により、どのような意思決定をするかは原則として契約当事者の自由であるとされている契約法とは異なり、行政による私人に対する一方的な行為が多く予定されている行政法の分野においては、行政手続法に基づき、理由の提示を要求するより一般的な規定が置かれている。実体法による規律や事後的な裁判上の救済という制度

1) 谷口知平・五十嵐清編『新版注釈民法(13)』(有斐閣、1996) 651頁。石田穰『民法V (契約法)』(青林書院、1982) 93頁。

2) 菅野和夫『労働法 (第6版)』(弘文堂、2003) 457頁以下。東京大学労働法研究会編『注釈労働基準法 (上巻)』(有斐閣、2003) 309頁以下。

のみでは、個人の権利や利益の救済が十分に図ることができないため、実体的な規律の他に手続そのものも適正なものとするのが要求されることとなったのである。すなわち、行政手続法8条1項や同法14条1項は、申請に対する拒否処分や不利益処分について手続的に理由の提示を義務付けている³⁾。

行政手続法において理由が要求されている行為の対象は、行政機関が、公権力の行使として、対外的に、具体的な規律を加える法行為と定義づけられる、行政行為⁴⁾である。行政行為は、公権力の行使たる行為であり、法行為であるという点において、再度私法の領域に目を向けると、一方的な意思によって成立しうる法律行為である、解除や取消などといった形成権⁵⁾と親和性を持つものである、と言える。

以上を整理すると、我が国における理由の提示に関する議論の中心は、契約法では、実体的な要件としての理由であり、手続的な要件としての理由ではなかった。さらに、従来、実体的な要件や手続的な要件としての理由は、個別的な問題においてその一環として検討対象とされていたに過ぎず、より体系的な理由提示義務論について目を向けられることはなかったことが指摘できる。従って、より

3) 芝池義一『行政法総論講義(第4版)』(有斐閣、2001)310頁以下。宇賀克也『行政法概説Ⅰ行政法総論』(有斐閣、2004)354頁以下、369頁以下、381頁以下。塩野宏『行政法Ⅰ(第三版)』(有斐閣、2003)262頁以下。藤田宙靖『行政法(第4版)』(青林書院、2003)146頁以下。阿部泰隆『行政の法システム(下)[新版]』(有斐閣、1997)514頁以下。大橋洋一『行政法—現代行政過程論』(有斐閣、2001)328頁以下。高橋滋『行政手続法』(ぎょうせい、1996)210頁以下、273頁以下。南博方・高橋滋編『注釈行政手続法』(第一法規、2000)160頁以下、220頁以下。室井力・芝池義一・浜川清編『コンメンタール行政法Ⅰ行政手続法・行政不服審査法』(日本評論社、1997)96頁以下、136頁以下。西島羽和明「理由付記判例法理と行政手続法の理由提示(1)(2)」民商112巻6号1頁、113巻1号1頁(1995)。塩野宏「理由のない行政処分はない—理由付記機能—」室井力・塩野宏編『行政法を学ぶⅠ』(有斐閣、1978)254頁以下。鈴木康之「処分理由と訴訟上の主張との関係—処分理由の差換えを中心として—」鈴木忠一・三ヶ月章監修『新・実務民事訴訟講座9 行政訴訟Ⅰ』(日本評論社、1983)257頁以下。

4) 芝池・前掲注3)124頁。

5) 山本敬三『民法講義Ⅰ』(有斐閣、2001)91頁。鈴木祿弥『民法総則講義〔二訂版〕』(創文社、2003)195頁。内田貴『民法Ⅰ〔第2版補訂版〕』(東京大学出版会、2000)294頁。川井健『民法概論Ⅰ〔第2版〕』(有斐閣、2000)21頁。川島武宜『民法総則』(有斐閣、1965)441頁。星野英一『民法概論』(良書普及会、1975)280頁。

一般的な理由提示義務論の構築の可能性や、総論レベルにおける理由提示義務論の分析に関する研究も欠如していたと言える。このようにこれまでの議論状況により、統一的なレベルでの理由提示義務論が、契約法において、いかに正当化され、また具体的にはどのような諸相を持つ理論であるかについて、研究の欠陥を補う必要性があると考ええる。

2 検討と構成

以上、我が国における理由の提示に関する展開を整理し問題点を指摘した。本稿においてはフランス契約法の現状を比較検討対象とする。その理由は以下の通りである。

フランス契約法の中核に位置する原則は、意思自治（民法典1134条1項）や諾成主義である。従って、フランス法においても、契約当事者は自由に意思決定をすることができる。しかし、意思自治や諾成主義の要求が緩和される場面では、我が国と同様、明文や判例による理論展開などにより、実体的な要件として理解された、あるいは、手続的な要件として理解された理由の提示が要求されることがある。フランス契約法において理由の提示が要求される個別的な場面を整理し分析することはそれなりに示唆に富むものであり有益なものであると思われる。しかし、個別的観点からのみ理由の提示について検討を行うことは、総体としての一つの制度をなす理由提示義務論についての包括的な検討としては十分ではない。すなわち、個別的な検討により、それぞれの場面における理由提示義務の性格づけをすることは可能であるが、その全体として理由提示義務論はいかなる構造を持っているかという問題を十分に把握することはできない。この問題に関して、フランスでは、近時、様々なアプローチにより、契約総論における理由提示義務論の構築への試みがなされ、そこにおいては、興味深い理論展開が示されている。

本稿では、以上の注目すべき示唆に富んだフランスの学説や判例を手がかりに、フランスと我が国における法状況の特徴や異同を認識しつつ、理由提示義務論が、いかにして正当化され、体系化され得るのかについて、検討することとしたい。

「理由」に関するフランス語は、motivation や motif など複数存在する。理由

提示義務という訳語をあてたフランス語は、obligation de motivation である。そこで、予備的な検討として、obligation de motivation にいう motivation には、いかなる概念が含まれているのか、明確にしておく必要があると思われる。Motivation について、カピタンの辞書では、判断理由全体 (l'ensemble des motifs d'un jugement) のことであるとされている¹⁾。また、一般的には、やや広く解されていると思われ、motivation とは、理由を提示すること (énonciation des motifs) であるとされている²⁾。すなわち、考え方を表明することであり、他の人との意思疎通が内在するとされる。そして、motif とは、根拠 (fondement) と一般的には説明され³⁾、両者の違いについて、motivation は、形式的な側面を指し、motif は、実体的な側面を指すとの見解もある⁴⁾。しかし、motivation にも、暗黙の場合がありうるとされ、この見解も十分な明確性を持ったものではない。従って、本稿においては、obligation de motivation にいう motivation には、実体的な要件としての理由と手続的な要件としての理由の両者が含まれるもの⁵⁾として、論を進めることとする。

本稿の構成は以下の通りである。まず、フランスにおける個別的な場面における理由提示義務について検討する (Ⅱ章)。このことは、いかなる契約のいかなる場面について理由の提示が求められているのかについて明確化することに資する。次に、Ⅱ章で示された理由提示義務の諸相を踏まえた上で、フランスにおける体系的で一般的理由提示義務論の試みに関する検討を行う (Ⅲ章)。最後に、

1) *Vocabulaire juridique Capitain*, 6^e éd., sous la direction de G. CORNU, 2004, P.U.F.

2) FABRE-MAGNAN (M.), *L'obligation de motivation en droit des contrats*, in *Études offertes à J. GHESTIN, Le contrat au début du 21^e siècle*, L.G.D.J., 2001, p. 306 ; AMRANI-MEKKI (S.), *La résiliation unilatérale des contrats à durée déterminée*, Defrénois, 2002, article 37688, p. 394.

3) FABRE-MAGNAN (M.), *loc. cit.*

4) LAGARDE (X.), *La motivation des actes juridiques*, in *La motivation*, Travaux de l'Association Henri Capitant, L.G.D.J., 2000, p. 75 ; PAULIAT (H.), *La motivation des actes administratifs unilatéraux*, in *La motivation*, Travaux de l'Association Henri Capitant, L.G.D.J., 2000, p. 49 ; LOKIEC (P.), *Contrat et pouvoir : essai sur les transformations du droit privé des rapports contractuels*, L.G.D.J., 2004, pp. 257-258.

5) ENCINAS DE MUNAGORRI (R.), *L'acte unilatéral dans les rapports contractuels*, L.G.D.J., 1996, pp. 340-341.

Ⅱ章やⅢ章で明らかになったフランスの状況の様々な角度による整理を行い、フランス法は、いかなる示唆を我が国に与えるかについて検討することとしたい(Ⅳ章)。

Ⅱ フランスの理由提示義務の諸相

1 契約の内容決定における理由提示義務

1) 1995年12月1日破毀院大法廷判決とその射程

契約内容を決定する者は理由を示すべきであるとする場面について、本節では、価格決定に関する判決である、1995年12月1日破毀院大法廷判決を扱うことにする¹⁾。この判決は、既存の契約観を根底から覆す判決であるとも評される²⁾著名な判決である。そして、本判決の評釈者あるいは紹介者の何人かが価格決定者の理由を提示する義務について検討をしている。

価格は、契約当事者の合意によって決定され、判事も拘束される³⁾のが原則である。そして、価格は、民法典1108条にいう契約の成立要件には含まれないものの、契約締結時に決定されると解されてきた⁴⁾。しかし、枠契約⁵⁾といった長期的

1) Ass.Plén.1^{er} décembre 1995, *D.*1996, 13, concl. M.JÉOL, note L.AYNÈS ; *J.C.P.*1996, II, 22565, concl. M. JÉOL, note J. GHESTIN ; *J.C.P.* 1996, II, 776, note L. LEVENEUR ; *J.C.P.* 1996, I, 523, obs. J.-M. MOUSSERON ; *petites affiches* 27 décembre 1995, p. 11, note D. BUREAU et N. MOLFESSIS ; *Droit et Patrimoine* 1996, 48, obs. A. COURET ; *D. Aff.* 1996, 3 par A. LAUDE ; *G. P.* 9 décembre 1995, note P. DE FONTBRESSIN ; *J.C.P.*1996, I, 93, obs. D. BOULANGER ; *RTDciv.*, 1996, 153, obs. J. MESTRE ; *Contr. Conc. Consom.*, 1996, *chron.* 1, L. LEVENEUR ; *De-frénois*, 1996, 747, obs. Ph. DELEBECQUE 本判決に関する邦語文献として、中田裕康『継続的取引の研究』(有斐閣、2000) 57頁以下、野澤正充「有償契約における代金額の決定(1)(2)」立教法学50号186頁(1998)、51号1頁(1999)がある。

2) Ch. JAMIN note sous Cass. com., 20 janvier 1998, *Bull. civ.* IV, n° 40.

3) HUET (J.), *Les principaux contrats spéciaux*, L.G.D.J., 2001, n° 11189 ; BRENET (A.) et GHOZI (A.), *La fonction du prix en droit de la concurrence*, in *Mélanges Ch. MOULY*, Litec, 1998, pp. 29-30.

4) TERRÉ (F.), SIMLER (Ph.) et LEQUETTE (Y.), *Droit civil, Les obligations*, 8^e éd., Précis, Dalloz, 2002, p. 282 ; CARBONNIER (J.), *Droit civil*, t. 4, Les Obligations, 22^e éd., P.U.F. Thémis, 2000, p. 118 et s.

5) その基本的な枠組みを定める「枠契約」とそこから派生し、枠組みを具体化する「実施契約」とに区別する契約である枠契約の概念については、中田裕康『継続的売買の解消』(有斐閣、1994) 408頁以下、中田・前掲注1) 32頁以下、野澤正充「枠組契約と実施契約」日仏22号164頁(2000)、野澤・前掲注1)を参照。

な契約では、実務において、契約締結時に価格が決定されないことが少なくなかった⁶⁾。この問題について、破毀院は、紆余曲折した態度を示してきた⁷⁾。破毀院は、1971年11月5日判決⁸⁾や1974年2月12日判決⁹⁾では、売買代金を当事者が決定すべきことを要求する民法典1591条を適用し、1978年10月11日判決¹⁰⁾では、契約の目的の確定可能性を要求する同1129条を適用すべきであるとした。次に、破毀院は、1991年1月29日判決では¹¹⁾、与える債務と為す債務に区別し、与える債務について価格が不確定である場合に限って契約は無効であるとした¹²⁾。さらに、1994年11月29日の2つの判決¹³⁾では、破毀院は、同1129条を適用しつつも、同条にいう「決定しうる」価格であれば契約は有効に成立すると判断した。

以上の紆余曲折の後、判例はさらに変更される¹⁴⁾。この判決こそが、価格決定者に理由提示義務を負わせるべきであると指摘されている、1995年12月1日破毀院大法廷の4つの判決である。その事実の内容と判旨は次の通りである。

- 6) JÉOL (M.), *Le contenu juridique des décisions du 1^{er} décembre 1995*, in *La détermination du prix : nouveaux enjeux un an après les arrêts de l'Assemblée plénière*, RTDcom., 1997, p. 1 ; GHESTIN (J.), *L'indétermination du prix entre passé et avenir, petites affiches*, 6 mars, 1996, p. 19 ; FLOUR (J.) et AUBERT (J.-L.), *Droit civil, Les obligations*, t. 1, *L'acte juridique*, 10^e éd., A. Colin, 2002, p. 171.
- 7) 1995年12月1日破毀院大法廷判決までの破毀院の立場については、BÉHAR-TOUCHAIS (M.) et VIRASSAMY (G.), *Les contrats de la distribution*, L.G.D.J., 1999, pp. 108-117などを参照。
- 8) Cass.com., 27 avril 1971 et 5 novembre 1971, *D.* 1972, 353, note J. GHESTIN ; *J.C.P.* 1972, II, 16975 et *J.C.P.* 1972, II, 17196, note J. BORE.
- 9) Cass. com., 12 février 1974, *D.* 1974, 414, note J. GHESTIN ; *J.C.P.* 1975, II, 17915, note J. BORE.
- 10) Cass. com., 11 octobre 1978, *Bull. civ.* IV, n^{os} 223, 224, 225 ; *D.* 1979, 135, note R. HOUIN ; *J.C.P.* 1979, II, 19034, note J. USSOUARN ; *RTDciv.*, 1979, 129, obs. J. USSOUARN.
- 11) Cass. com., 29 janvier 1991, *Bull. civ.* IV, n^o 43 ; *J.C.P.* 1991, II, 21751, note L. LEVENEUR ; *Contr. Conc. Consom.*, 1991, n^o 103, note L. LEVENEUR.
- 12) TALLON (D.), *Le surprenant réveil de l'obligation de donner*, *D.* 1992, *chron.* p. 67.
- 13) Cass. civ. 1^{re}., 29 novembre 1994, *Bull. civ.* I, n^o 348 ; *Contr. Conc. Consom.*, 1995, n^o 24, obs. L. LEVENEUR ; *D.*, 1995, 122, note L. AYNÈS ; *Defrénois*, 1995, 335, obs. Ph. DELEBECQUE ; *J.C.P.* 1995, II, 22371, obs. J. GHESTIN ; *RTDciv.*, 1995, 358, obs. J. MESTRE ; *petites affiches* 5 juillet 1996, p. 27, note M. ASSELAIN et C. LACHIEZE ; *J.C.P.* 1995, I, 662, obs. L. LEVENEUR ; *RTDcom.*, 1995, 464, obs. B. BOULOC.

・1995年12月1日破毀院大法廷判決（アルカテル判決）

【事実】（第1事件）1982年11月15日、ベクテル（Bechtel）社は、コフラテル（Cofratel）社と、15年間に渡る、自己の会社における電話設備の、「賃貸借・保守」（location-entretien）契約を締結した。1984年6月26日、ベクテル社は会社の一部を閉鎖し契約を終了することをコフラテル社に告げた。コフラテル社は、ベクテル社を、契約によって定められた期間終了前の終了の違約金条項による賠償金を請求するために法廷に召喚した。しかし、ベクテル社は価格の不確定による契約の無効を主張した。

（第2事件）1987年8月27日、ホテル経営のため、モンパルナス（Montparnasse）社はアルカテル（Alcatel）社と10年間に渡る、電話の「賃貸借・保守」（location-entretien）契約を締結した。1990年1月、モンパルナス社は営業財産を譲渡したが、譲受人は電話の設定の継続（reprendre）を望まなかった。アルカテル社は契約に定められた通り、解消に対する損害賠償を請求するため、モンパルナス社を法廷に召喚した。

（第3事件）1981年7月5日、スマコ（SUMACO）社は、CAT（Compagnie Atlantique de téléphone）社と電話の「賃貸借・保守」（location-entretien）契約を締結した。その内容によると使用料はスライドされ、さらに状況によっては料金に上乗せさせられる金額も契約で予定されていた。また、契約上排他的にスマコ社はCAT社に設備の変更を問い合わせなければならず、スマコ社がCAT社に問い合わせをしなければならぬ不可避的な修理の価格は決定されたものではなく、CAT社の意思のみによって決定できるものであった。1986年、スマコ社による使用料の支払いがないため、CAT社は契約を終了し契約で定められた損害賠償

14) 1995年12月1日破毀院大法廷判決の判断内容は、従来から学説において望まれていたものであったとされる。例えば、AYNES (L.), *Indétermination du prix dans les contrats de distribution : comment sortir de l'impasse?*, D. 1994, *chron.* p. 27; VOGEL (L.), *Plaidoyer pour un revirement : contre l'obligation de détermination du prix dans les contrats de distribution*, D. 1995, *chron.* p. 155. 本判決に対する少ない批判的な検討として、MAINGUY (D.), *Bref retour sur l'indétermination du prix*, *cah. dr. ent.*, 1998, 2, p. 24; HUET (J.), *Critique de la jurisprudence de l'Assemblée plénière sur l'indétermination du prix*, in *Droit et vie des affaires Études à la mémoire d'A. SAYAG*, Litec, 1997, p. 311.

を請求した。しかし、スマコ社は価格が不確定であるため契約の無効を主張した。

(第4事件) Gagnaire 氏(フランチャイジー)は、Vassali 氏(フランチャイザー)との間で、5年間に渡るフランチャイズ契約を締結した。その内容によると、Gagnaire 氏は、Vassali 氏から購入した製品のみを利用することができるとされていた。両当事者間の契約条項には価格決定方法は調達の注文がなされる日に効力のある価格表によるとする条項が含まれていた。そこで、Gagnaire 氏は価格の不確定による無効を主張した。

【判旨】民法典1709条、同1710条、同1134条全項、同1135条に鑑み、ある合意が将来の契約の締結を予定している場合、その最初の合意におけるこれらの契約の代金額の不確定は、特別な制定法による規定を除いて、最初の合意の有効性に影響を及ぼすものではなく、価格決定の濫用は告知(résiliation)もしくは損害賠償を発生させるのみである。(第1判決、第3判決)

民法典1129条は、代金額の不確定には適用されることはない、代金額の決定の濫用に対する解約あるいは損害賠償請求がなされることはなく、状況の変化(avenants intervenus)、電話設備の長期賃貸借契約の無効という例外を採用しなかった控訴院の決定は正当なものである。(第2判決)

民法典1134条と同1135条に鑑み、調達の注文をなす日に効力のある価格表を参照するとしたフランチャイズ契約の条項は、契約の有効性に影響を及ぼすものではない。価格決定の濫用は解約もしくは損害賠償を発生させるのみである。(第4判決)

1995年12月1日破毀院大法廷判決により、以後、価格決定時は、契約締結時から契約履行時へと移行したとされる¹⁵⁾。また、価格は、解約あるいは損害賠償といった事後の規制のみがなされることとなった¹⁶⁾。ただ、本判決自体は、従来の価格不確定に関する判決と比較しても極めて簡潔なものであり、その射程について、統一的な見解は存在していない。

多くの論者は、第2判決が明確に、「民法典1129条は、代金額の不確定には適

15) A.LAUDE, note précitée, p. 3.

16) J.GHESTIN, note précitée, p. 29.

用されることはない」と一般的な表現を用いていることから、射程を広く解している¹⁷⁾。例えば、枠契約に限らないとする論者や¹⁸⁾、運送契約などの契約にも及ぶとする¹⁹⁾見解も存在する。一方、狭く解する説も存在する²⁰⁾。

また、本判決では、事後的に両当事者によって価格が決定される場合は予定されていないと考えるのが一般的な理解である²¹⁾。

2) 価格決定の濫用に対するコントロール方法としての理由提示義務

(1) 概観

本判決により、価格は一方当事者によって事後的に決定されることが可能となったが、以下、その濫用的な決定に対するコントロール方法について検討をする。価格決定者は理由を示すべきだとする論議の展開は、価格決定の濫用に対するコントロールの具体的方法においてなされている。

まず、そもそも、価格決定の濫用とは一体どのような場合のことを指すのかが明らかではない。1994年11月29日破毀院判決では、判旨の中で、「不当な利益を得る目的で価格を引き上げる」という「排他性の濫用」と明確にされているが、1995年12月1日破毀院大法廷判決では価格決定の濫用の基準については言及されていない²²⁾。

17) MAZEAUD (H., L. et J.) et CHABAS (F.), *Leçons de droit civil*, t. II, 1^{er} vol., Obligations, 9^e éd., Montchrestien, 1998, p. 245.

18) JÉOL (M.), *op.cit.*, p. 3. 枠契約に限らず、履行が継続的な (successive) 契約 (継続的履行契約)、履行が分割された (échelonnée) 契約 (分割履行契約)、履行期日が先である (exécution différée) 契約に及ぶとする。

19) D.BUREAU et N.MOLFESSIS, note précitée, p. 17; BÉHAR-TOUCHAIS (M.) et VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, pp. 120-123 は、1995年12月1日破毀院大法廷判決は主に枠契約に及ぶが、賃貸借契約における賃料など、他の長期的な契約にも及びうるか検討をしている。JAMIN (Ch.), *Les apports au droit des contrats-cadre*, in *La détermination du prix : nouveaux enjeux un an après les arrêts de l'Assemblée plénière*, RTDcom., 1997, p. 20 も本判決の射程は枠契約には限らないとする。

20) HUET (J.), *op.cit.*, p. 321. ユエは、1129条は適用されないとの一般的な表現により、本判決の射程の広さは、誇張されているとする。判例の変更が實際要求されていたのは、主に販売契約についてであり、「ある合意が将来の契約の締結を予定している場合、その最初の合意におけるこれらの契約の代金額の不確定は、特別な制定法による規定を除いて、最初の合意の有効性に影響を及ぼすものではなく」の部分によっても、判例変更の対象は主に枠契約であるとする。

21) 第3判決や第4判決とは異なり、第1判決や第2判決では、価格の決定が一方的であることが述べられていないことから、問題となった。

「濫用」は、あらゆる法領域において用いられている。「価格決定の濫用」における「濫用」はいかなる意味を持つかについて検討した評釈は多くはないが²³⁾、少なくとも二つの意味を持ちうる²⁴⁾。すなわち、第一に、価格の濫用を意味し、過度な価格であれば濫用とされるとの考え方である。第二に、価格決定の濫用的な方法が価格決定の濫用とされるとの理解である。しかし、価格の濫用と価格決定の濫用的な方法の境界はあまり明確ではない。例えば、加害の意図のある価格は、価格の濫用でもありうるし、濫用的な方法による価格決定でもありうるからである。

(2) 価格決定の濫用に対する基準と理由提示義務

(i) 価格決定の濫用に対する客観的基準及び主観的基準

価格決定の濫用の最も客観的な判断方法としては、市場価格との比較により価格の濫用を判断する方法が考えうる²⁵⁾。しかし、市場価格との比較のみにより濫用を構成することには無理がある。価格決定をする際、市場価格を考慮に入れることを義務付けていると本判決を評価することはできない。価格の決定は自由に決定されるのが原則である。民事責任の観点により、損害の発生が必要であり²⁶⁾、契約責任が問題となっているのだから、個人の損害を問題としなければならない²⁷⁾。

-
- 22) 1994年11月29日破毀院判決が明らかにした「不当な利益」については、一体いつの時点で不当な利益となるか明らかではないとの指摘が多い。従って、「不当な利益」といった基準を設けなかった1995年12月1日破毀院大法廷判決の立場を肯定的に解する論者の方が多い。例えば、BANDRAC (M.), *Liberté et responsabilité nouvelles après les arrêts de l'Assemblée plénière du 1^{er} décembre 1995, cah. dr. ent.*, 1998, 5, p. 40 がある。SIMLER (Ph.), *Rapport de synthèse, in La détermination du prix : nouveaux enjeux un an après les arrêts de l'Assemblée plénière, RTDcom.*, 1997, p. 82 は、1994年判決の基準では狭すぎると批判する。また、CALVO (J.), *L'indétermination du prix dans les contrats : d'une indétermination à l'autre, petites affiches*, 17 janvier 1998, p. 21 は、新たな基準を設けなかったことについて、本判決により問題は「別の不確定」に移ったと表現する。
- 23) J.GHESTIN, note précitée, p. 31. 本判決で用いられた濫用は民事上の概念であるとする。つまり、本判決では、価格決定権という、droit subjectif (主観的法=権利) の存在が予定されているとする。しかし、濫用が民事上の概念であるとしても、価格決定の濫用とはどのような場合のことを言うのかは明らかにはならない。
- 24) BÉHAR-TOUCHAIS (M.) et VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 126.
- 25) 市場価格との比較による判断方法を検討するものには、BRENET (A.) et GHOZI (A.), *op.cit.*, pp. 40-44 などがある。

他に、客観的な価格との比較により価格の濫用の有無を判断すべきであるとする説もある。この説は、「不均衡な価格」と比較して判断すればよいとする。しかし、「不均衡な価格」とは何かが不明確である²⁸⁾。

以上の批判により、多くの論者は、価格の決定に向けての価格決定者の主観的要素も加味して考えなければならないとしている。各々の論者はそれぞれ独自の見解をもって価格決定の濫用という新しい概念に内容や意味を付与することを検討している。しかし、それぞれの検討には、文言は異なるものの、その根底には共通した要素を見出すことが可能であると思われる。それは、すなわち、価格の一方的な決定における濫用は、相手方当事者に対する不誠実さによって判断されるということである。さらに、価格決定者の不誠実さの内実について、既存の理論に論拠を見出すにとどまる者と、より具体的にいかなる場合に不誠実とされるのか検討する者とが存在する。

不誠実さについて、従来の考え方（権利濫用、信義則）に依拠するにとどまる論者は次のように述べる。

まず、信義則に依拠するにとどまる論者は、信義則に関する規定である民法典1134条3項を根拠に、あらゆる不誠実さを排除すべきであり、また、慣習や衡平について規定した同1135条を根拠に、両当事者の給付の差があまりにも大きい場合を排除すべきであるとする²⁹⁾。

次に、権利濫用理論に依拠するにとどまる論者は、契約関係における濫用は、加害の意図、非難されるべき軽率や、権限もしくは権能の合目的性の逸脱によって構成されるとする。そして、価格決定の濫用は、権利濫用理論の領域によって

26) BANDRAC (M.), *op.cit.*, p. 42. 市場価格と異なるからといって必ずしも損害が発生するとは限らない。値段が上がったとしても顧客を得ることができれば問題ないし、値段が下がったとしても、競争において優位的な立場を保つことができれば、特に問題は生じないのである。

27) BRENET (A.) et GHOZI (A.), *op.cit.*, pp. 40–48. 本判決は、集団的な損害（市場の損害のことを指すと思われる）を問題としているのではない。

28) FRISON-ROCHE (M.-A.), *De l'abandon du carcan de l'indétermination du prix à l'abus dans la fixation du prix*, *R.J.D.A.*, 1996, p. 3 et s. 本論文は、筆者は未読であるが、BÉHAR-TOUCHAS (M.) et VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 127 に紹介されている。

29) JÉOL (M.), *op.cit.*, p. 4.

捉えるべきであり、それを民法典1134条や同1135条に近づけて解すべきであるとする³⁰⁾。

以上の既存の考え方に依拠せず、さらに、価格決定者の不誠実は具体的にどのような場合を指すのか、新しい考え方を付与しようとする論者がいる³¹⁾。例えば、ビュロー・モルフエシスは、自己の利益のみを考えることにより相手方の利益を犠牲にして価格を決定したあらゆる場合のことを言うとする³²⁾。

(ii) 新たなコントロール方法としての理由提示義務

以上の通り、価格決定の濫用とは、相手方の利益を考慮しない場合であると結論づける論者が支配的である。そして、さらには、相手方の不誠実さをコントロールする方法として、何人かの論者は価格決定者の理由提示義務を展開する。

第一に、価格決定権を、価格決定者の権利 (droit) ではなく、厳密な意味においての、権限 (pouvoir) であることに着目をする論者がいる。

先取りすることになるが、私法領域において、権利 (droit) と権限 (pouvoir) を区別する見解がある³³⁾。両者を区別する見解に立つガイアールの見解は、現在では、多くの論者の支持を得ているとされる。ガイアールによれば、権限 (pouvoir) とは、自己の利益だけではなく、少なくとも部分的に自己の利益とは異なる利益が問題となっている場合の権利であり、その行使には一般的に理由提示義務を認めるべきであるとする。

価格決定権について、権限 (pouvoir) の概念を用いる論者の中には、意識的に権利 (droit) と権限 (pouvoir) の両者を区別して用いていることを明示する

30) J.GHESTIN, note précitée, p. 32.

31) JAMIN (Ch.), *Réseaux intégrés de distribution : de l'abus dans la détermination du prix au contrôle des pratiques abusives*, J.C.P.1996, I, 3959, n° 10, 11, et 26 は、市場から販売者を追い出すような価格を設定した場合が価格決定の濫用に該当するとする。

32) D.BUREAU et N.MOLFESSIS, note précitée, pp. 19-20. 価格決定権の濫用とは、自己の利益のみによって決定した場合以外は濫用とはならず、価格決定者の過度なエゴをコントロールするものであるとする。従って、価格決定権の濫用は、加害の意図によってではなく、共通利益の無視によって判断されるとする。自己の利益のみを考え、相手方の利益を考えない場合を価格決定の濫用とすべきであるとする他の見解には、SELINSKY (V.), *Les limites à la liberté de fixer le montant du prix*, in *Mélanges Ch. MOULY*, Litec, 1998, p. 161 がある。

33) GAILLARD (E.), *Le pouvoir en droit privé*, Economica, 1985, p. 233.

論者とそうでない論者がいる。

権限と権利を意識的に区別する論者は、フェリエ、シムレ、ルベである。フェリエ、シムレは、破毀院は、均衡の原則により、正当な価格を決定することを促しているのではないとし、価格の濫用的でない決定を要求しているとする。つまり、厳密に言うとは、両者は、「権利 (droit) の濫用」ではなく「権限 (pouvoir) の濫用」を問題としていると指摘する³⁴⁾。

ルベも、厳密にいうと、「権利 (droit) の濫用」ではなく「権限 (pouvoir) の濫用」が問題となっているとする。なぜならば、価格決定は相手方の利益にも部分的に関係するからであり、本判決では、濫用 (abus) というよりは、むしろ逸脱 (détournement) が問題となっているのであろう、とする³⁵⁾。さらに、ルベは、別のシンポジウムでも、「代金額不確定の場合、代金額が濫用的に決定されなかったことを判事はコントロールしなければならない…判事は何よりもまず理由のコントロールを実行する (判決が価格決定者に理由提示義務を要求しなかったのは驚くべきことではない、なぜならば、義務は権限 (pouvoir) に常に伴うものであるからである。) …」として、理由提示義務を肯定している³⁶⁾。

権限と権利を意識的に区別していない論者は、ファール＝マニャンである。ファール＝マニャンは、権限 (pouvoir) という概念を用いつつ³⁷⁾、理由提示義務を明確に肯定している。すなわち、「新たな権限 (pouvoir) が濫用されたか否か判断するために、判事はおそらく価格決定者にその決定理由を明らかにするように促すであろう、つまり、価格決定者は理由提示義務を負うべきである」とする³⁸⁾。

第二に、両当事者が不平等な関係にあることに特に着目をする論者がいる。

34) FERRIER (D.), *Les apports au droit commun des obligations*, in *La détermination du prix : nouveaux enjeux un an après les arrêts de l'Assemblée plénière*, RTDcom., 1997, p. 63 ; SIMLER (Ph.), *op.cit.*, p. 81.

35) REVET (T.), *Les apports au droit des relations de dépendance*, in *La détermination du prix : nouveaux enjeux un an après les arrêts de l'Assemblée plénière*, RTDcom., 1997, p. 41.

36) REVET (T.), *La détermination unilatérale de l'objet dans le contrat*, in *L'unilatéralisme et le droit des obligations*, Economica, 1999, p. 31.

37) BÉHAR-TOUCHAIS (M.) et VIRASSAMY (G.), *op.cit.*, p. 128.

ジャマンは、次のように述べる。アルカテル判決は一方当事者が価格を決定することを可能としたが、相手方の境遇に対して無関心でいることは許されない。なぜならば、価格は濫用的なものであってはならないとされているからである。従って、価格決定者に理由を提示するように要求すべきである。ジャマンはこのように述べ、積極的に理由提示義務を提唱している³⁹⁾。

第三に、両当事者の不平等な関係のみならず依存関係についても着目をする論者がいる⁴⁰⁾。ルベは、次のように言う。本判決では、枠契約も問題となったが、枠契約そのものは必ずしも両当事者間が依存関係であることを意味しない⁴¹⁾。依存関係とは、相手方の事業に対して排他性を要求する場合、相手方の経営方法について決定権を持つ場合、相手方の契約期間について決定権を持つ場合などにおいて生じる。枠契約において両当事者が依存関係となる場合の典型的な例は供給契約である⁴²⁾。アルカテル判決の4つの判決は、両当事者における依存関係についても全く言及してはいない。しかし、一方当事者に価格決定権を認めることは、両当事者が依存関係にあり、また両当事者が平等でない関係にあることを意味する。なぜならば、価格決定者は価格決定権を持つからである。依存関係があり不平等な関係にある場合、優位に立つ者は、自己に有利なように決定する権限を持つ。そして、優位に立つ者の恣意的な決定から従属した者を保護する必要がある。従属者を保護するといっても、両当事者間における不平等な構造を排除することは認められない。コントロールされるのは、不平等の行き過ぎのみである。従って、両当事者それぞれの利益に合致した価格ではないことを理由に、決定された価格が濫用的であると認定することも認められない。さらに、両当事者が価格に

38) FABRE-MAGNAN (M.), *L'obligation de motivation en droit des contrats*, in *Études offertes à J.GHESTIN, Le contrat au début du 21^e siècle*, L.G.D.J., 2001, p. 320.

39) *supra*, Cass. com., 20 janvier 1998, *Bull. civ.* IV, n° 40 ; D. 1998, 413, note Ch. JAMIN. ジャマンは、供給契約の終了時に関する右評釈の中で、価格決定における理由提示義務を提唱する。

40) REVET (T.), *op.cit.*, p. 37.

41) BEAUCHARD (J.), *Droit de la distribution et de la consommation*, P.U.F., 1996, p. 160.

42) JAMIN (Ch.), *J.C.P.*, *op.cit.*, n° 2. ジャマンも、枠契約の対象が供給契約である場合、両当事者の間には「構造上不均衡」が生じているという。

ついて交渉していたならば、決定していたであろう価格のみが濫用的ではない価格とされるのではない⁴³⁾。なぜならば、このような要求は、両当事者間の不平等な関係をないがしろにすることになりうるからである。つまり、均衡を失った価格でも、濫用的な価格とはならないのである。しかし、無制限に不均衡な価格が許されるわけではなく、従って、結局のところ、依存関係がありつつも、価格決定者ではない者が自己の事業が通常に営めるレベルにおいてのみ、決定された価格は濫用的ではないと判断されることになる。決定された価格により、従属者に通常な活動が認められない場合には、その価格は濫用的なものとなる⁴⁴⁾。保護方法は、支配者に従属者の利益を考慮する義務を負わせる方法によるべきである。そして、濫用的ではない価格は支配者によって正当化されなければならない。つまり、支配者は理由提示義務を負う。立証責任の転換が図られるべきである⁴⁵⁾。

第四に、一方的行為に着目をする論者がいる。ラガルドは次のように述べる。すなわち、価格の一方的決定という一方的行為において理由提示義務は有益である⁴⁶⁾。価格の一方的決定は、民法典1134条3項によるコントロールが及ぶ。価格に対するコントロールではなく行為に対するコントロールである。そして、結局のところ理由の提示が要求されることとなる。

ラガルドは他の論者とは異なり、特に一方的行為に着目している点において興味深い。

以上のように価格決定の濫用のコントロール方法として、明確に理由提示義務を肯定している見解や、論旨をより詰めて考えると理由提示義務を導くことも可能な見解があったが、1995年12月1日破毀院大法廷判決の理論が他の場面でも適

43) REVET (T.), *op.cit.*, p. 46.

44) JAMIN (Ch.), *J.C.P., op.cit.*, n° 10.

45) REVET (T.), *op.cit.*, p. 46.

46) LAGARDE (X.), *La motivation des actes juridiques*, in *La motivation*, Travaux de l'Association Henri Capitant, L.G.D.J., 2000, p. 73.

47) BOURGEON (C.), *Les apports économiques*, in *La détermination du prix : nouveaux enjeux un an après les arrêts de l'Assemblée plénière*, RTDcom., 1997, p. 15.

48) MOLFESSIS (N.), *Les exigences relatives aux prix en droit des contrats, petites affiches*, 5 mai 2000, p. 41.

用されるというのであれば、そこでも、理由提示義務が肯定されうることが想定される⁴⁷⁾。それが、次の節で検討する、契約の内容変更の拒絶の場面である。次の節で検討する一つ目の破毀院判決は、1995年12月1日破毀院大法廷判決に関する評釈やシンポジウムの場面で何度も紹介され検討されたものでもある⁴⁸⁾。

2 契約の内容変更の拒絶における理由提示義務

1) 従来の考え方

(1) 第1節で検討した判決と第2節で検討する判決の関係

本節では、前節で紹介をしたアルカテル判決に関する評釈やシンポジウムの場面でも紹介され、判決から10年以上経過した今もなおシンポジウム¹⁾や代表的な教科書²⁾で大きく取り上げられている判決である、ウアル判決とダノネ判決を検討することとする。「あまりにも(?)有名な」と評される³⁾ウアル判決とダノネ判決は、破毀院が示した見解が類似していることから、同時に取り上げられ論じられることも多い。アルカテル判決の評釈者の多くがウアル判決に関心を抱いた理由の一つには次のことが考えられる。すなわち、ウアル判決では、契約の一方当事者が事情が変更しても定められていた価格を維持し変更しなかったことが問題となったが、破毀院は、価格に対して直接的なコントロールが及ぶのではなく、

- 1) 例えば、2001年に開催されたシンポジウム「契約の新たな危機」では、次の報告者が両判決について検討を行っている。今でもなお学説における両判決に対する関心の高さを理解することができる。JAMIN (Ch.), *Quelle nouvelle crise du contrat? Quelques mots en guise d'introduction*, in *La nouvelle crise du contrat*, Dalloz, 2003, p. 23; CHAZAL (J.-P.), *Les nouveaux devoirs des contractants Est-on allé trop loin?*, *op.cit.*, p. 113; ANCEL (P.), *La force obligatoire jusqu'où faut-il la défendre*, *op.cit.*, p. 170; VERKINDT (P.-Y.), *Le contrat de travail Modèle ou anti-modèle du droit civil des contrats?*, *op.cit.*, p. 170; JESTAZ (Ph.), *Rapport de synthèse Quel contrat pour demain?*, *op.cit.*, p. 243.
- 2) CARBONNIER (J.), *Droit civil*, t. 4, Les Obligations, 22^e éd., P.U.F. Thémis, 2000, p. 289; GHSTIN (J.), *Traité de droit civil*, -*Les effets du contrat*-sous la direction de GHESTIN (J.) avec le concours de BILLAU (M.), 3^e éd., L.G.D.J., 2001, pp. 375-378; TERRÉ (F.), SIMLER (Ph.) et LEQUETTE (Y.), *Droit civil, Les obligations*, 8^e éd., Précis, Dalloz, 2002, p. 467; MALAURIE (Ph.) et AYNÈS (L.), *2 Contrats et quasi-contrats*, 11^e éd., Cujas, 2001, p. 212; LARROUMET (C.), *Droit civil*, t. III, Les Obligations, 4^e éd., Economica, 1998, p. 390; MAZEAUD (H., L. et J.) et CHABAS (F.), *Leçons de droit civil*, t. II, 1^{er} vol., Obligations, 9^e éd., Montchrestien, 1998, p. 857.
- 3) ANCEL (P.), *op. cit.*, p. 170.

価格決定者の態度に対してコントロールが及ぶと判断したのである。この判断内容にアルカテル判決の評釈者の多くは関心を抱き、価格の濫用のコントロールについては、価格に対して直接的に及ぶのではなく価格決定者の態度に対して及ぶべきであることを主張したのである。

以下に検討するウアル判決やダノネ判決を根拠に、理由提示義務を肯定する論者は、契約内容を変更することを拒絶する者はなぜ拒絶するのか理由を提示しその立場を正当化しなければならないことを示している⁴⁾。

(2) 不予見理論に対する判例と学説の現状

ウアル判決やダノネ判決が民事契約法を研究する者の大きな関心の的となった理由には、先に述べた理由の他に、両判決はフランス民事契約法の基礎理論と深く関わっていることが考えられる。つまり、両判決のフランス民事契約法における意義の大きさは、契約改訂の問題、不予見理論の問題に密接に関連することにもある。不予見理論とは、日本における事情変更の原則の議論に相当する理論である⁵⁾。従来、フランス民事契約法では、破毀院によって不予見理論は否定され続けてきた⁶⁾。破毀院のこの立場は現在でもなお変わらない。不予見理論が破毀院によって認められてこなかったのは、契約の改訂は、契約の不可侵性もしくは契約の拘束力の原理の厳格な維持に反することがその主な理由であると考えられる⁷⁾。

学説においては、不予見理論について破毀院と同様に否定する論者がいるが⁸⁾、

4) FABRE-MAGNAN (M.), *L'obligation de motivation en droit des contrats*, in *Études offertes à J.GHESTIN, Le contrat au début du 21^e siècle*, L.G.D.J., 2001, pp. 318-320.

5) 山口俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会、1986) 65頁以下。

6) 不予見理論が初めて否定されたのは、著名な Canal de Craponne 判決である。

7) JAMIN (Ch.), *Révision et intangibilité du contrat, ou la double philosophie de l'article 1134 du Code civil*, in *Que reste-t-il de l'intangibilité du contrat?*, colloque organisé par la Faculté de droit de Chambéry, *Droit et Patrimoine*, mars 1998, p. 46.

8) SÉRIAUX (A.), *Droit des obligations*, 2^e éd., P.U.F., 1998, n° 46. 否定する論者の主な理由は、契約締結時における両当事者の意思の尊重である。つまり、両当事者は常に予測できない場合に備えて事前に契約により規定することが可能であり、従って、契約を終了させるか契約を改訂させるかを事前に予定するのに予定していない場合、両当事者は不測の事態に備えてリスクを負うことを承諾しているとみなす。この承諾は判事によるあらゆる契約の改訂を妨げる結果となる。

近時契約の長期化に伴い、説得的な理由ではないとの反論も見られるようになってきている⁹⁾。

2) 近時の判例の動向と理由提示義務

破毀院は、先に述べた通り、不予見理論を否定する立場は変えないものの、しばしば様々な手段により以上の不都合性を迂回することを試みている。まず、その具体例であるウアル判決やダノネ判決を検討し、次に、契約内容変更拒絶に関する理由提示義務について検討することとしたい。

(1) 近時の判例の動向

(i) 1992年11月3日破毀院商事部判決（ウアル判決）¹⁰⁾

ウアル判決の事実と判旨は次の通りである。

【事実】1970年10月2日、BP社はウアル氏との間で、15年間に渡る認定販売店契約を締結した。本契約によれば、ウアル氏は最低でもエンジン用燃料234,000ヘクトリットルをBP社から購入しなければならず、また「認定された給油所」としての価格で販売しなければならなかった。しかしウアル氏は予定された販売量に達することができなかつたので、1981年10月14日、契約を1988年12月31日まで延長することが決定された。1983年のアレテにより、従来固定されていた石油商品の小売価格が自由化された。BP社はウアル氏に対し、認定販売店ではなく取次商として販売をすることを促した。認定販売店と取次商の違いは、認定販売店はマージンを得ることができ、取次商は手数料の支払いがなされるということであった。ウアル氏は、取次商になることを拒絶した。ウアル氏は、1985年から1986年の間、BP社から安い販売価格で消費者に対して販売を行う取次商との競争に直面することとなり、その結果、ウアル氏の販売量は増えなかつた。ウアル氏は、競争価格を実行する手段をBP社が与えなかつたと主張し、損害賠償を請

9) PANCRAZI-TIAN(M.-E.), *La protection judiciaire du lien contractuel*, PUAM, 1996, pp. 367-368 ; LARROUMET (C.), *Droit civil*, t. III, Les Obligations, 4^e éd., Économica, 1998, pp. 387-388 ; PICOD (Y.), *Le devoir de loyauté dans l'exécution du contrat*, L.G.D.J., 1989, n° 188 et s.

10) Cass. com., 3 novembre 1992, *Bull. civ.* IV, n° 338 ; *Contr. Conc. Consom.*, mars 1993, n° 45, obs. L.LEVEUNEUR ; *J.C.P.* 1993, II, 22164, note. G.VIRASSAMY ; *RTDciv.*, 1993, 124, obs. J.MESTRE ; *Defrénois*, 1993, 1377, obs. J-L.AUBERT.

求した。

以上のウアル氏の請求について、破毀院は、競争価格を実行する手段を与えなかったBP社に対して、信義則に反すると判断した。

【判旨】控訴院は、(認定販売店)契約には排他的供給条項があったこと、ウアル氏は給油所の整備を行ったこと、BP社の認定販売店へのハイオクガソリンやエンジンの販売価格は、取次商を介して消費者へ販売される価格よりも高額であったことを指摘し、「BP社の助言に従い取次商となり認定販売店としての地位を失う義務はなかったウアル氏を販売網の構成員とすることを約したBP社は、認定販売店契約を締結したのだから、規定に反することなく「認定された給油所」としての価格よりも安い価格でウアル氏に供給することはできなかった」との主張は根拠のないものであると判断した。このような事実の確認と評価に基づき、いかなる不可抗力も存在せず、BP社は認定販売店に競争的な価格を提供せず信義誠実に契約を履行しなかったのであるから、認定販売店に損害賠償を支払うように要求した控訴院の判断は正当である。

破毀院の立場によれば、1970年の契約はウアル氏をBP社の販売網の構成員とすることを内容とするものであったことから、BP社は、ウアル氏が競争に応じられるような方法を検討すべきであったことになる。そして、本判決は、不可抗力がある場合、契約改訂の合意がある場合の二つの例外を認めた。

評釈者メストルは、本判決の射程については慎重を要すると述べ、次のようにコメントをする¹¹⁾。1970年に締結された契約の期間やウアル氏が実施する投資の重大性が判事の判断に大きな影響を及ぼしたものと思われる。しかし、民法典1134条に基づく信義誠実義務により、契約の履行中に状況の変化が生じ相手方の契約の履行が困難となり、その結果、相手方の地位が非常に不安定となった場合には、一方当事者に契約締結時に決定された価格を変更することを義務づけることとした点の意義は非常に大きなものである¹²⁾。さらに、本判決では、契約の内

11) J.MESTRE, note précitée, p. 124.

12) J.MESTRE, *loc. cit.*

容を変更する者は、契約の相手方が地位の変更に応じなかったことを理由に、変更を拒絶することはできないとされたことも合わせて考えると、なおさらである¹³⁾。

また、本判決では、ウアル氏は、1986年12月1日のオルドナンス（競争法）36—1条による差別的な販売の禁止に反するとの主張はできなかった¹⁴⁾、とされる。

(ii) 1998年11月24日破毀院商事部判決（ダノネ判決）¹⁵⁾

次に、ウアル判決と同様に重要とされているダノネ判決を検討する。ダノネ判決はウアル判決とは異なり代理商契約に関するものである。しかし、両判決の評釈を行ったメストルによれば、両判決における破毀院の考え方は全く同じであるとされる¹⁶⁾。

【事実】1987年4月14日に締結された代理商契約により、ダノネ社、クロネンブルグ社、エビアン社は、シュバス・マルシェ氏にインド洋の小売商、卸売商、輸入業者に対して自社の商品を排他的に代理することを委託した。数年後、インド洋仕入センターの委任者に対する直接的な注文により、競争から排除されたとし、シュバス・マルシェ氏は委任者に対して契約の解消を請求した。

13) J.MESTRE, *loc.cit.*

14) FAGES (B.) et MESTRE (J.), *L'emprise du droit de la concurrence sur le contrat*, RTDcom., 1998, p. 71 ; JAMIN (Ch.), *Les apports au droit des contrats-cadre, in La détermination du prix : nouveaux enjeux un an après les arrêts de l'Assemblée plénière*, RTDcom., 1997, p. 27. フランスの競争法については、奥島孝康「立法紹介—価格および競争の自由に関する1986年12月1日のオルドナンス第86-1243号、ならびに、価格および競争の自由に関する1986年12月1日のオルドナンス第86-1243号の適用条件を定める1986年12月29日のデクレ第86-1309号」日仏15号124頁（1987）などの紹介がある。また、フランスの競争法は1996年に大規模な改正がなされ、改正の紹介は、山田弘・田中久美子「フランス競争法について(上)(中)(下)」公正取引558号56頁（1997）、559号66頁（1997）、567号47頁（1998）、山田弘・田辺治「フランス競争法(上)(下)〔全訳〕」国際商事法務27巻2号142頁（1999）、3号285頁（1999）などがある。

15) Cass. com., 24 novembre 1998, *Bull.civ.* IV, n° 277 ; *Defrénois*, 1999, 371, obs. D. MAZEAUD ; *RTDciv.*, 1999, 98, obs. J.MESTRE ; *J.C.P.* 1999, II, 10210, note Y. PICOUD ; *D.* 1999, IR 9 ; *Contr. Conc. Consom.*, 1999, n° 56, obs. M. MALAURIE-VIGNAL ; *RTDciv.*, 1999, 646, obs. P.-Y. GAUTIER ; *J.C.P.* 1999, II, 143, obs. Ch. JAMIN.

16) J.MESTRE, *note infra* p. 98.

以上のシュバス・マルシェ氏の請求について、破毀院は、代理商契約を履行できる処置を行わなかった委任者に対して、信義則に反すると判断した。

【判旨】1991年6月25日の法律4条に鑑みるに、代理商と委任者は信義誠実の關係にあり、委任者は代理商が代理商契約を履行できるようにしなければならない。控訴院は、シュバス・マルシェ氏による契約の解消と損害賠償の請求を棄却するため、委任者は仕入センターを介した直接的な注文に介入する必要はなく、自由な競争という本旨的な原則を尊重しなければならない、そして、代理商の代理を「妨害」したことは認められない、と検討をしている。このように、仕入センターを介する並行輸入によって厳しい状況に立たされたシュバス・マルシェ氏により報告を受けた委任者が、競争価格、すなわち並行輸入によって販売される価格に近い価格を代理商が実行し、代理商契約を履行できる具体的な処置を取ったか否かを検討しなかった控訴院は、その決定において合理的な基礎を与えていない。

本判決を評釈するメストルによれば、本判決の事実においては、代理商契約を取り巻く環境が変化した結果、委任者と代理商の間で最初に締結された契約内容では代理商は競争に応じることができなくなる状況が生まれ、委任者は代理商が競争に応じられるように具体的措置を取らなければならないこととなるとされる¹⁷⁾。

(2) 両判決における理由提示義務

ウアル判決やダノネ判決に依拠しつつ、契約内容変更拒絶に関して理由提示義務を主張するのは、ファール＝マニャンである¹⁸⁾。その骨子は、次の通りである。

以上検討した判決は共に、重大な事情の変更¹⁹⁾があった場合に、契約の内容変更について再交渉しない場合は信義誠実に反することとなるとの前提に立ったも

17) J.MESTRE, note précitée, p. 98.

18) FABRE-MAGNAN (M.), *op.cit.*, p. 318.

19) ウアル判決について、重大な事情の変更があったといえるか慎重に検討をすべきであるとするのは、G.VIRASSAMY, note précitée, n° 10.

のである。つまり、信義則は、重大な変更があった場合には、契約の改訂を相手方に申し入れることを契約の一方当事者に生じさせるのである。

まず、ウアル判決では、信義則に関する条文（民法典1134条3項）を参照し、支配者には、従属者の利益を考えることが要求されている、なぜならば、従属者の要求を満たすように契約の改訂を促すことを拒絶することが制裁の対象となるからである²⁰⁾。ダノネ判決では、ウアル判決とは異なり、信義誠実に従った契約の履行の根拠には1991年6月25日の法律を参照している²¹⁾。同法4条（後に商法典L.134—4条となる）における、委任者の誠実義務とは、契約の相手方の正当な利益をも考慮しなければならないことである、とされている²²⁾。

ウアル判決は、協力義務や販売網への加入という特殊な事情が予定されていた²³⁾。しかし、ダノネ判決は、協力規定や契約の一方当事者が相手方の販売網の構成員となるという特殊な事情は認められない²⁴⁾。つまり、ダノネ判決においては代理商と委任者の信義誠実な関係一般について述べられている。

両判決により、重要な事情の変更があった場合に、不可抗力がないときは、信義則を根拠に再交渉義務を認めたと考えることはできない²⁵⁾。契約当事者は、契約の改訂を相手方に対して申し入れることを拒絶して、最初の契約内容にとどまることも可能である。しかし、契約の改訂の相手方への申入れを拒絶する権利の行使は、契約を信義誠実に従って履行しているかとの観点から制限される余地がある²⁶⁾。

従って、重大な事情の変更がある場合、契約の改訂の相手方への申入れを拒絶

20) J.MESTRE, note précitée, p. 126. 1991年6月25日の法律4条は、従来、特に学説や判例において注目を集めるものではなかった。ダノネ判決により同条がかつてないほどその存在感を増すこととなったと言われている。

21) COLLART-DUTILLEUL (F.) et DELEBECQUE (Ph.), *Contrats civils et commerciaux*, 6^e éd., Précis, Dalloz, 2002, n° 679 や FERRIER (D.), *Droit de la distribution*, Litec, 2002, p. 114 など、最新の教科書では、商法典L.134—4条により積極的な意味を与えようとする姿勢がみられる。

22) D.MAZEAUD, note précitée, p. 372.

23) FABRE-MAGNAN (M.), *op.cit.*, p.319.

24) FABRE-MAGNAN (M.), *loc.cit.*

25) FABRE-MAGNAN (M.), *loc.cit.*

26) FABRE-MAGNAN (M.), *loc.cit.*

27) FABRE-MAGNAN (M.), *loc.cit.*

する権利の行使は、最初の契約内容にとどまることの理由を提示して正当化されなければならない²⁷⁾。信義誠実に従って契約を履行していないと判断されることを回避するには、間接的に理由提示義務が要求されるのである。例えば、契約を再交渉し契約内容を変更することは自己にとってマイナスの結果となることなどの理由を示すべきである。つまり、理由を提示し正当化しなければ、契約の履行における不誠実さが認定されることとなるのである。

以上の筋道を通り、ファール＝マニャンは、契約の内容変更の拒絶における理由提示義務を展開した。

3 契約の終了における理由提示義務

1) 概観

第3節では、契約終了時における理由提示義務について検討をする。本節では、立法により明確に理由提示義務が予定された、賃貸借契約や労働契約（2）、4）の終了時や、主に判例や学説によって理由提示義務が提唱されることとなった、代理商契約や供給契約（3）、5）の終了時について論じることとする。代理商契約については、従来判例や立法による理論構築がなされていたものの、近時の新たな判例による動向を指摘することができる。また、供給契約をめぐっては、判例において顕著な動きがみられるだけでなく、理由提示義務の論拠についても、学説による非常に活発な議論がなされている。

2) 賃貸借契約の終了時

(1) 概観

フランスの不動産に関する賃貸借契約は用途によって異なって規定されている。商事賃貸借、居住賃貸借、農地賃貸借などがある。賃貸借契約の終了時においては、明文によって理由を提示しなければならないとされている場合が規定されている。

1) LAGARDE (X.), *La motivation des actes juridiques*, in *La motivation*, Travaux de l'Association Henri Capitant, L.G.D.J., 2000, p. 76 ; COLLART-DUTILLEUL (F.) et DELEBECQUE (Ph.), *Contrats civils et commerciaux*, 6^e éd., Précis, Dalloz, 2002, pp. 337-341 ; HUET (J.), *Les principaux contrats spéciaux*, 2^e éd., L.G.D.J., 2001, p. 861.

(2) 商事賃貸借の終了時について¹⁾

商事賃貸借について規定する1953年9月30日デクレ6条（後に商法典L.145—10条となる）は、更新拒絶では、賃貸人は賃借人に対して理由を提示しなければならないとしている。

(3) 居住賃貸借の終了時について²⁾

居住賃貸借に関する1989年7月6日の法律15条は、更新拒絶について、期間満了時に賃貸借契約を終了させようとする賃貸人は、6ヶ月前までに一定の方式を遵守した更新拒絶を行わなければならない、この更新拒絶には、あるいは自己使用または売却の必要性、あるいは賃借人の義務違反などの正当かつ重大な理由を必要とする、としている。

3) 代理商契約の終了時

(1) 判例による共通利益委任理論の展開

(i) 共通利益委任理論の効果

原則的に、委任者は、民法典2003条や同2004条を根拠に、自由に契約を撤回することができる。しかし、委任者のみならず受任者にも利益がある委任契約では、委任者により委任契約を自由に撤回することに制限を設ける法理が19世紀後半から発達してきた。このように、受任者にも利益がある場合の委任契約は共通利益委任契約と呼ばれている³⁾。

判例理論によって展開されてきた共通利益委任契約の代表例は、代理商契約である⁴⁾。また、代理商契約は、後に独自の立法もなされ、固有な立法体系を持っている。以下では、まず、判例による共通利益委任理論の展開について述べ、次

2) HUET (J.), *Les principaux contrats spéciaux*, 2^e éd., L.G.D.J., 2001, pp. 824–829. 吉田克己「フランスにおける居住賃貸借法制の新展開—1986年12月23日の法律第1290号—」日仏15号18頁（1987）、吉田克己「居住賃貸借（メニューイ法律改正）—賃貸借関係の改善を目指し、1986年12月23日の法律第1290号の改正を定める1989年7月6日の法律第462号」日仏17号143頁（1990）も参照。

3) GHESTIN (J.), *Traité de droit civil, —Les effets du contrat—* sous la direction de GHESTIN (J.) avec le concours de BILLAU (M.), 3^e éd., L.G.D.J., 2001, pp. 335–343 ; LE TOURNEAU (Ph.), *De l'évolution du mandat*, D. 1992, *Chron.* p. 159. 共通利益委任契約に関する邦語文献としては、力丸祥子「フランスにおける『共同の利益を有する委任契約の理論』とその展開⁽¹⁾⁽²⁾」新報101巻7号87頁、8号107頁（1995）がある。

に代理商契約の近時の動向について検討を行う。

破毀院は、1873年1月6日判決において初めて共通利益委任契約について言及をした⁵⁾。そして、原則として撤回は不可能であるとしつつも、例外的に撤回が認められる三つの場合のうちのひとつとして、正当な理由があることとする。それが、次に紹介する判決である。

・1885年5月13日破毀院民事部判決⁶⁾

【判旨】委任契約が委任者と受任者の利益に基づく場合、関係者の一方もしくは過半数の意思によって委任契約は撤回されず、両当事者の合意、裁判によって認められた正当な理由、契約によって決められた条項や条件によってのみ撤回される。

共通利益委任理論は、期間の定めのある場合には考えられにくい。しかし、期間の定めのある場合であっても、中途解約が可能であり、従って、この場合も正当な理由によらなければならない。特に、期間の定めのない場合には、一方的な解約をする権限との関係が問題となる。期間の定めのない場合、委任者の意思に反して契約を維持することは認められるべきではない。従って、判事の役割は、解消は信義則に反しないものであるか否かをコントロールするに過ぎないものとすべきであるとされる⁷⁾。

共通利益委任契約の場合、委任者は、解約が正当な理由に基づくものであることを証明しなければならない。具体的には、受任者のフォートであるが、正当な理由とは、契約の履行義務に反することに限らない⁸⁾。受任者のフォートよりも

4) MALAURIE (Ph.) et AYNÈS (L.), *Les contrats spéciaux*, 11^e éd., Cujas, 2001, p. 347. フランスの代理商契約については、能勢泰彦「フランスの代理商契約」国際商事法務9巻4号166頁(1981)や山田泰彦「フランスの代理商契約」駒沢法学論集50号143頁(1995)を参照。

5) Cass. req., 6 janvier 1873, *D.* 1873, I, 116 ; *S.* 1873, I, 24. 本判決は、共通利益委任契約においては撤回は不可能であるとされた。

6) Cass. civ., 13 mai 1885, *D.* 1885, I, 197 ; *S.* 1887, I, 220.

7) GHESTIN (J.), *Le mandat d'intérêt commun*, in *Mélanges offerts à J.DERRUPPE : Les activités et les biens de l'entreprise*, Litec, 1991, p. 105.

その概念は広いとされている⁹⁾。破毀院も同様に解している¹⁰⁾。破毀院で問題となった例の多くは、自己の企業組織を編成する場合である¹¹⁾。

また、共通利益委任理論は、両当事者の合意により排除することが可能である¹²⁾。

(ii) 共通利益委任理論の基準

共通利益委任理論の判断基準は、一般的に、有償委任契約であること、受任者が専門家であることというだけでは足りない¹³⁾。共通の目的や共通の顧客の創出や発展が必要な場合で、受任者が委任者の名と計算において行動する場合に限られる¹⁴⁾。共通の目的の点について、その内容を「契約の両当事者が委任契約の目的について直接的権利、競合的権利を有する、もしくは、共有する財産の増大への協力や相互の活動がなされる必要がある」と表現する論者もいる¹⁵⁾。

以上の状況では、受任者が貢献し委任者が享受する顧客につき、受任者は、法的に何らの権限を持たない。従って、このような受任者の不利益を緩和するために、委任者は契約の一方的な解消の正当な理由を提示しなければならないとされる¹⁶⁾。

(2) 代理商契約における近時の動向

共通利益委任契約の典型例である代理商契約では、後に立法により一定の要件の下に代理商が保護されることにもなる。まず、1958年12月23日デクレ¹⁷⁾によって代理商はその地位が保護されることとなる。本稿と直接関係するのは、特に同デクレ3条2項である。同項は、「期間の定めのない場合は、委任者はいつでも告知しうるが、免責事由のない限り、代理商に損害を賠償しなければならない。

8) PANCRAZI-TIAN(M.-E.), *La protection judiciaire du lien contractuel*, PUAM, 1996, p. 237.

9) GHESTIN (J.), *op.cit.*, p. 337.

10) GHESTIN (J.), *op.cit.*, pp. 337-340.

11) GHESTIN (J.), *loc.cit.*

12) HUET (J.), *op.cit.*, pp. 1200-1201.

13) COLLART-DUTILLEUL (F.) et DELEBECQUE (Ph.), *op.cit.*, p. 568.

14) COLLART-DUTILLEUL (F.) et DELEBECQUE (Ph.), *op.cit.*, p. 569.

15) GHESTIN (J.), *op.cit.*, pp. 340-341.

16) GHESTIN (J.), *op.cit.*, pp. 114-115.

17) LELOUP (J-M.), *Agents commerciaux*, 5^e éd., DELMAS, 2001, pp. 33-34.

期間の定めのある場合で期限前に告知された場合も同様、損害が補償される」と規定する。すなわち、期間の定めのある契約の期間満了時に更新されない場合は同項には予定されていない。従って、期間満了による契約終了時において代理商は、権利濫用理論によってのみ、保護されるにとどまっていた¹⁸⁾。

しかし、1986年12月18日、ヨーロッパ共同体理事会において、「独立代理商に関する加盟国の法律の調整についての指令」が採択¹⁹⁾されたことにより、フランスも国内法の改正を迫られることとなった。その結果、フランスでは「代理商とその委任者との関係に関する1991年6月25日の法律」²⁰⁾が制定された。1958年12月23日デクレの下においては、期間の定めのない契約終了時と期間の定めのある期間満了時における代理商の保護方法が異なっていたが、本法律により修正されることとなる。すなわち、本法律12条では、「代理商は、委任者との関係終了の場合、蒙った損害の賠償としての補償を求める権利を有する」とされ、補償を受ける場合が、委任者により「解消」がなされた場合から、契約関係終了の場合一般へと拡大されたのである。委任者が損害賠償義務を免れることは、代理商の重非行 (*faute grave*) の証明によってのみ許されることとなった²¹⁾。本条については、自由に契約を終了することができる原則の例外であると位置付ける見解も存在する²²⁾。しかし、本条は、特に理由の提示を要求しているのではない²³⁾。

このように、1958年デクレや1991年法などにより、契約終了時における代理商は保護を受けることが可能となった。また、判例においても、新たな動向がみら

18) LÉLOUP (J.-M.), *op.cit.*, pp. 33-34.

19) LÉLOUP (J.-M.), *La directive européenne sur les agents commerciaux*, *J.C.P.* 1987, II, 15024.

20) FERRIER (D.), *Droit de la distribution*, Litec, 2002, p. 103 ; LÉLOUP (J.-M.), *La loi du 25 juin 1991 relative aux rapports entre les agents commerciaux et leurs mandants ou le triomphe de l'intérêt commun*, *J.C.P.* 1992, 105 ; FERRIER (D.), *Commentaire de la loi du 25 juin 1991 sur l'agent commercial*, *cah. dr. ent.*, 1991, 6, p. 33. 1991年6月25日の法律は、山田泰彦「代理商に関する1991年6月25日の法律第91-593号」日仏19号104頁(1993)に紹介されている。

21) LÉLOUP (J.-M.), *Agents commerciaux*, *op.cit.*, pp. 198-203.

22) BÉHAR-TOUCHAIS (M.) et VIRASSAMY (G.), *Les contrats de la distribution*, L.G.D.J., 1999, p. 151.

23) FABRE-MAGNAN (M.), *L'obligation de motivation en droit des contrats*, in *Études offertes à J.GHESTIN, Le contrat au début du 21^e siècle*, L.G.D.J., 2001, p. 311.

れる。

先に述べたように、1958年デクレの下における契約について、期間満了時に代理商に権利濫用理論を根拠に損害賠償を認めることは、理論的には可能であった。特に債務法の一般理論の適用には問題はない。つまり、特別法が存在していても債務法によって補強されることは特に問題はないのである。しかし、実際、破毀院は、期間の定めのある契約の期間満了時に権利濫用理論を用いて代理商を保護することはほとんどなかった。例えば、1970年10月21日破毀院商事部判決²⁴⁾では、委任者が明らかに承知の上で代理商に期間の定めのある契約の更新拒絶の日には償還できない投資を要求したという場合においても、代理商による損害賠償請求は棄却された。期間の定めのある契約が更新拒絶された場合に濫用を認定することは難しいとされる。

にもかかわらず、近時、破毀院は、期間の定めのある契約の期間満了時について、権利濫用理論を根拠とする損害賠償を認める傾向にある。以下に検討する判例はいずれも1958年デクレ下における代理商契約が問題となった判例である。

まず、1990年10月9日破毀院商事部判決は、期間の定めのある場合の委任者の契約の更新拒絶は、委任者の不誠実な行為態様により濫用的であると初めて認めたものである。

・1990年10月9日破毀院商事部判決²⁵⁾

【事実】代理商 (société Seiesa) は委任者 (société De Dietrich) と1年間の期間が定められ1年後には黙示の更新がなされる代理商契約を締結した。本契約は10年以上継続した後、委任者により解消された。

破毀院は、委任者の期間の定めのある契約の更新拒絶を濫用であるとし、控訴院判決に対する委任者の破毀申立てを棄却した。

【判旨】代理商との契約を終了させ、委任者は期間の定めのある代理商契約の更

24) Cass. com., 21 octobre 1970, *J.C.P.* 1971, II, 16798, note J.HÉMARDE.

25) Cass. com., 9 octobre 1990, *J.C.P.* 1991, II, 221, note J.-J. HANINE ; LELOUP (J.-M.), *Agents commerciaux, op.cit.*, p. 179.

新拒絶を濫用したことを考慮に入れると、控訴院は、代理商に生じた損害賠償を認め、更新しない場合は損害賠償請求権を発生させないという1958年12月23日デクレ3条を正しく評価した。

さらに破毀院の立場がもう一步進んでいると思われるのは、次に紹介する、1996年10月22日判決と1998年10月27日判決である。共に、1958年デクレが適用される代理商契約が問題となり、破毀院は濫用的な契約終了であると判断した。もう一步進んでいるというのは、破毀院が、濫用的な終了を根拠づけるのに、終了の理由に着目した点である。

・1996年10月22日破毀院商事部判決²⁶⁾

【事実】委任者 (Société Arban) は代理商 (Loustalot 氏) との間で、1958年12月23日デクレ下の代理商契約を締結し、一定の区域において自己の製品を販売するように委託した。本件契約は、1年間の試用期間後1987年11月30日から3年間に渡って継続し、以後黙示の意思表示により毎年更新されるというものであった。1991年8月29日、委任者は代理商に1991年12月1日以降本件契約を更新しない旨を通知した。代理商は契約解消に基づく損害賠償を委任者に対して請求した。

【判旨】控訴院は、委任者が提案した新たな契約は手数料の削減を予定したものであり、契約の更新拒絶は代理商が手数料の削減を拒否したことによることを考慮している。また、控訴院は、いかなる現実で重大な理由も示されていなく、契約の終了が委任者のみの責任であると第一審判事が考慮したのは当然であるとしている。以上により契約の更新拒絶を濫用的なものであるとした控訴院は、法的に正当な判断をした。

理由のない更新拒絶は代理商に損害を被らせ濫用的なものであると破毀院は判断した。本件を評釈するアルリは、このような破毀院の判断は、期間の定めのある

26) Cass. com., 22 octobre 1996, *Contr. Conc. Consom.*, 1997, n° 21, obs. L.LEVENEUR ; D. 1998, 511, note D.ARLIE ; *Defrénois*, 1997, 330, obs. Ph. DELEBECQUE ; *RTDciv.*, 1997, 653, obs. J.MESTRE.

る代理商契約の更新拒絶について、1958年デクレが適用されない委任契約に対して適用される共通利益委任理論の、特に解消に関する判例理論を参考にしているように思われると指摘する²⁷⁾。

アルリはこのような破毀院の態度に肯定的であるが、破毀院の判断はひかえめな判断であったとも指摘をする。なぜならば、事実審判事が契約の更新拒絶の「真実で重大な理由」が委任者によって述べられていないことを根拠に濫用を認定していることを考慮に入れているからである²⁸⁾。

さらに、アルリは次のように言う。共通利益委任理論では委任者が正当な理由をもって契約を終了させることになり、権利濫用理論では契約の更新拒絶は真実で重大な理由が欠けることを代理商が証明しなければならないが、近時の判決によれば、両者の違いは微々たるものに過ぎない。つまり、権利濫用理論の場合には、代理商は委任者に対して契約が根拠なく更新されていないことを主張すればよく、委任者が自己の判断理由を提示しなければならないからである²⁹⁾。

・1998年10月27日破毀院商事部判決（ベック判決）³⁰⁾

【事実】委任者（la Coopérative）は代理商（Beck 氏ら）との間で1958年12月23日デクレの適用を受ける代理商契約を締結した。両者の間で締結された代理商契約は、1979年7月1日からの3年間の契約であり、3年経過後さらに黙示の更新により3年間の契約が締結され、以後同じように更新され続けるというものであった。そして、契約の一方当事者が契約を更新しないことを望んだ場合、契約期間満了時よりも少なくとも6ヶ月前までには相手方にその旨を通知しなければならないとされていた。1990年6月5日、委任者は1991年7月1日をもって契約は更新されずに終了する旨を通知した。控訴院が権利濫用による契約終了であるとして代理商に損害賠償を認めたことに対して、委任者は破毀申立てをした。

【判旨】代理商契約の更新拒絶には理由が欠け、代理商に損害を生じさせたこと

27) D.ARLIE, *loc.cit.*

28) D.ARLIE, *loc.cit.*

29) D.ARLIE, *loc.cit.*

30) Cass. com., 27 octobre 1998, *Bull. civ.* IV, n° 256.

により、拒絶が濫用的な性格であると判断することができる。控訴院は、委任者に対して損害賠償の支払いを命じることを正当化した。

マンギーは、近時の論文³¹⁾で本判決について検討し、破毀院は契約終了者に理由提示義務を要求していると結論づけている。マンギーの分析は次の通りである。まず、破毀院は判旨の中で「第一破毀申立理由と第三破毀申立理由を別として」破毀申立てを棄却した。棄却されなかった第一破毀申立理由は、期間の定めのある契約が継続的に更新されても期間の定めのない契約とはならない点についてであり、第三破毀申立理由は、誤った理由の範囲に関するものであった。破毀院は、第一破毀申立理由は誤ったものであり機能しないと評価し、第三破毀申立理由は効力を持たない理由であるとの評価を下している。さらに、棄却された第二破毀申立理由であるが、その内容は、期間の定めのある契約の不更新は原則的には濫用的であるとかフォートがあるとの評価を受けないというものであった。以上のことを総合的に考えるとマンギーによれば次のような結論となる。すなわち、期間の定めのある契約が継続的に更新されても期間の定めのない契約にはならないと考えるのは誤りであり、期間の定めのある契約の更新拒絶は、正当な理由がない限り、そのこと自体で権利濫用が構成されることになるとの評価を受けるということになる³²⁾。

本判決の評釈は今のところ存在しない。教科書レベルにおいては、コラル＝デュティユとデルベックの教科書は理由が必要である³³⁾と述べるにとどまり、マローリとエネスの教科書は本判決を紹介し委任者は理由を述べなければならない³⁴⁾と指摘する。

さらに、マンギーは、契約の終了時は特に損害の存在を証明するべきであるとする。なぜならば、ここで問題となっている損害賠償は、契約解消に対する補償であり、財産的な損害ではないからである³⁵⁾。マンギーは次のように述べる。例

31) MAINGUY (D.), *Remarques sur les contrats de situation et quelques évolutions récentes du droit des contrats*, in *Mélanges à M. CABRILLAC*, Dalloz, 1999, p. 165.

32) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 168.

33) COLLART-DUTILLEUL (F.) et DELEBECQUE (Ph.), *op.cit.*, p. 575.

34) MALAURIE (Ph.) et AYNÈS (L.), *Les contrats spéciaux*, 11^e éd., Cujas, 2001, p. 347.

えば、未だに償還できない重大な投資が存在すること、代理商に契約が更新されることを信じさせたことなどの証明が必要であろう³⁶⁾。しかし、ベック判決では理由の不存在そのものが損害を生じさせている。委任者の契約解消には理由が存在しないこと自体が損害賠償の発生原因となっている。さらには、理由の不存在による濫用的な契約終了そのものも代理商に損害をもたらすものであるが、このように厳密に二つの場面に分けて解する必要はない³⁷⁾。

マンギーは、代理商におけるこのような近時の動向により、期間の定めのない場合も、期間の定めのある場合も、契約の終了には十分な予告期間と正当な理由が必要であるとしている³⁸⁾。

(以下次号)

35) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 172.

36) MAINGUY (D.), *op.cit.*, p. 173.

37) MAINGUY (D.), *loc.cit.*

38) MAINGUY (D.), *loc.cit.*